（別表１）

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### １　現状

### （１）地域の災害リスク

（洪水：南幌町防災ハザードマップ）

当町には夕張川と千歳川が流れており、これらの川が氾濫した場合の浸水想定区域は、南幌町ハザードマップによると、中心市街地では緑町地区を除きほぼ０．５ｍ～３ｍ未満の浸水が予想され、その他の地区（農家地区等）では３ｍ以上の浸水が想定されている。

| 地区名 | 想定される浸水深 | 小規模事業者数 |
|---|---|---|
| 北町地区 | 05.m～3m未満 | １２ |
| 緑町地区 | なし | １１ |
| 東町・美園地区 | 0.5m～3m未満 | １０ |
| 中央地区 | 0.5m未満 | ３４ |
| 西町地区 | 05.m～3m未満 | １０ |
| 栄町地区 | 05.m～3m未満 | ３０ |
| 元町地区 | 05.m～3m未満 | １２ |
| その他の地区 | 3m以上 | ３８ |

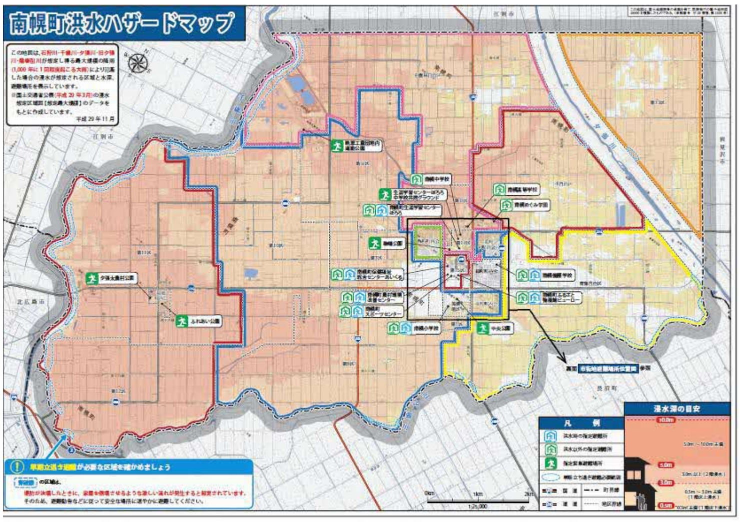


（出典：南幌町洪水ハザードマップ）

（地震：地震調査研究推進本部／Ｊ-SHIS）

南幌町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると９つの活断層帯による地震発生が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられる地震は、「増毛山地東縁断層帯」となっており、震度６強の地震が想定されているが発生確率は、０．６％以下となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後３０年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が２６％以下となっているが、２０１３年の十勝沖地震では震度５弱の地震が１回、２０１８年の胆振東部地震では震度５弱の地震が１回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えるなどの被害により売上が減少した。

【内陸型地震】
・活断層帯
　当町において想定される主な活断層帯は、以下のとおりである。M７以上のいずれも浅い（20km以浅）逆断層型の地震が想定される。

| 地　震 | マグニチュード | 地震発生確率<br>（３０年以内） |
|---|---|---|
| 石狩低地東縁断層帯主部 | 7.9 程度 | ほぼ 0% |
| 当別断層 | 7.0 程度 | 2% |
| 増毛山地東縁断層帯 | 7.8 程度 | 0.6% |
| 富良野断層帯 | 7.2 程度 | 0.03% |
| 沼田－砂川付近の断層帯 | 7.5 程度 | 不明 |

（出典：南幌町地域防災計画）

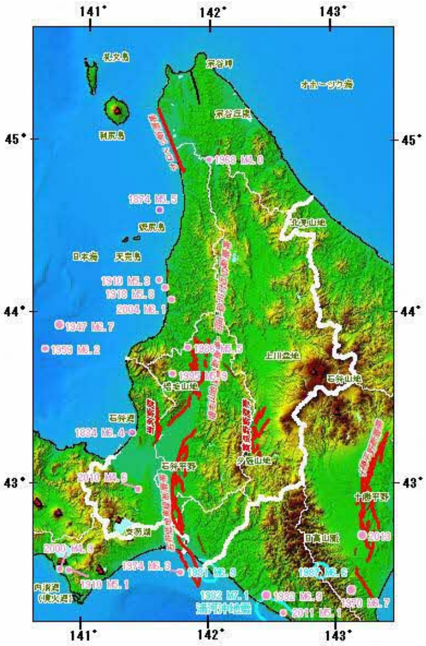

（出典：地震調査研究推進本部）

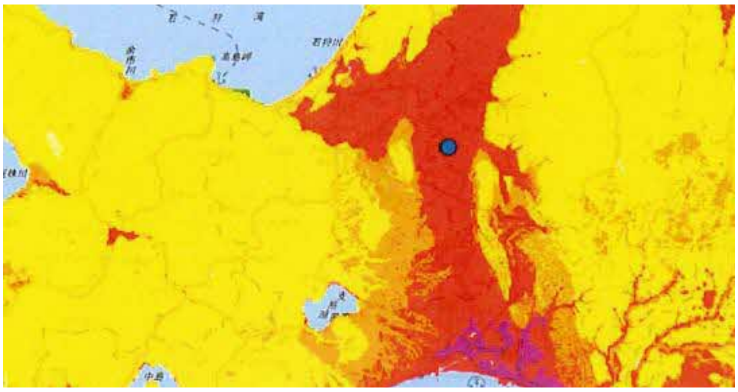
（出典：地震ハザードステーション）

（その他）
　当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に昭和５６年８月の水害において多大な被害を及ぼした。この水害により建物、農作物、商工業等多岐に亘り甚大な被害を受けた。
　なお、当町の気象概況は四季を通じて昼夜の温度差が著しく、内陸型特性を有する。１年間の平均温度変化は１～２月は－７．８℃で、４月上旬より急激に上昇し、８月上旬には２１℃前後に達する。８月中旬を過ぎると急激に降下し、１１月には3℃となる。
　雨量は、８・９月が最も多く月平均１４０mm 程度であり、５月が最も少なく３０mm 程度である。
　初霜は、１０月上旬、初雪は１１月上旬であり、終雪は４月上旬である。

≪過去における主な災害記録≫

| 年月日 | 種別 | 災害発生概要 | 建物被害(棟) | 農業被害(ha) | 土木被害(ヶ所) | その他の被害 | 被害総額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| S56.8.3<br>～8.6 | 水害 | 降雨量 399.0mm | 床上浸水・床下浸水 422 戸 | 田 1,320<br>畑 807 | 道路 10 | 避難世帯 283 世帯<br>避難人員 964 人<br>農用施設 46 ヶ所<br>商工業被害 4 か所 | 不明 |
| H16.9.8 | 風害 | 台風 18 号による風害<br>最大瞬間風速 36.2m | 住宅棟建造物 約 230 棟 | 田 —<br>畑 — | 営農施設 180 棟<br>防風林・街路樹等約 1,500 本<br>公共施設 | | 4 億 8,700 万円 |
| H27.6.3<br>～6.4 | 大雨 | 低気圧の影響により短時間で集中的降雨 | — | 田 —<br>畑 — | — | 道路冠水　2 か所<br>道路法面崩 6 か所<br>柵渠倒壊　1 か所 | 592 千円 |

（出典：南幌町地域防災計画）

（感染症）

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

**（２）商工業の状況**

・商工業者数　　　１８０人（独自データ）
・小規模事業者数　１５７人（独自データ）

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 商工業者 | 建設業 | ３８ | ３５ | 町内に広く分散 |
| | 製造業 | ２１ | １９ | 工業団地に集中 |
| | 卸売・小売業 | ３１ | ２８ | 市街地に集中 |
| | 飲食・宿泊業 | ２４ | ２３ | 市街地に集中 |
| | サービス業・その他 | ６６ | ５２ | 町内に広く分散 |
| | 合計 | １８０ | １５７ | |

**（３）これまでの取組**

１）当町の取組

| 項目 | 年月 | 備考 |
|---|---|---|
| 南幌町防災会議条例 | S37.12 | H24 年 9 月改定 |
| 南幌町地域防災計画<br>南幌町水防計画 | H30.3 | |
| 防災訓練の実施 | R 元.11 | 避難所運営訓練の実施 |
| | R3.10 | 防災訓練の実施 |
| 防災備品の備蓄 | H30～R4 | 備蓄食料（2,200 食）<br>アルファ米・白粥等 |
| 南幌町新型インフルエンザ等対策本部条例 | H25.3 | |
| 避難所運営マニュアル<br>新型コロナウイルス感染対応版 | R2.7 | |

２）当商工会の取組

| 項　　目 | 年　月 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 事業者 BCP に関する国の施策の周知 | R 元.5 | 総会議案書に記載 |
| 災害復旧貸付制度の周知 | H29.7 | 北海道の融資制度パンフ配布　130 部 |
| 損害保険への加入促進 | H29.9 | パンフ配布　130 部 |
| 防災対策について対応 | R 元.12 | 防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認 |

## ２　課題

・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
・予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の加入等について定めがなく、備えも十分になされていない。

## ３　目標

・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

| 業　　種 | | 商工業者数（独自データ） | 小規模事業者数（独自データ） | 策定目標（事業継続力強化計画） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 商工業者 | 建　設　業 | ３８ | ３５ | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 製造業 | ２１ | １９ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 卸売・小売業 | ３１ | ２８ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 飲食業・宿泊業 | ２４ | ２３ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | ｻｰﾋﾞｽ業･その他 | ６６ | ５２ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合　計 | | １８０ | １５７ | １０ | １０ | １０ | １０ | １０ |

※策定目標については、当商工会における人員体制を考慮したうえで、ライフライン復旧を担う建設業や、新型コロナウイルス感染症で事業への影響が大きかった飲食業、宿泊業、小売業を優先し、概ね３期（１５年）で１００％の小規模事業者の策定を目指し、今期の５年は３０％を目標とする。
なお、２期目は状況を見ながら小規模事業者の７０％まで目標を上げて設定する。

・実施目標

| 項　　目 | 目　　的 | 目　　標 | |
|---|---|---|---|
| 事前対策の必要性を周知 | 地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる | セミナー開催 | 年１回 |
| 計画策定の支援に向けた内部協議 | 事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る | 職員会議及び勉強会の開催 | 年１回 |
| 保険・共済普及に向けた体制づくり | 保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る | 職員会議及び勉強会の開催 | 年１回 |
| 連携体制の推進 | 組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築 | 連携会議開催 | 年１回 |

## ４　その他

・経営発達支援委員会に合わせて、事業継続力強化支援委員会議を年１回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

**事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間**

５　事業継続力強化支援事業の実施期間　（令和４年４月１日～令和９年３月３１日）

６　事業継続力強化支援事業の内容

・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

| 南幌町 | 南幌町商工会 |
|---|---|
| 防災関連の情報提供 | セミナー・個別相談会の開催事業 |
| 事業継続力強化計画策定に係る助言・指導 | 継続力強化計画策定支援・フォローアップ |
| 災害等リスクの周知 | |
| 関係団体との連携 | |
| 防災訓練の実施 | |
| 応急対策時の対策及び復旧支援 | |

（１）事前の対策

・事業継続力強化支援計画を当商工会と当町が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア．小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。

・当商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。

・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を提供し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ．商工会自身の事業継続計画の作成

・当商工会は、令和５年３月まで事業継続計画を策定予定。

ウ．関係団体等との連携

・当町の実施する防災訓練等に参加し、連携を図ることで事前及び事後における対策を円滑に実施する。

・損害保険会社に専門家派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼を行う。

### エ．フォローアップ

・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年１回実施）

| 業　種 | | 商工業者数(独自データ) | 小規模事業者数(独自データ) | 策定件数 | | | | | フォローアップ回数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 商工業者 | 建　設　業 | ３８ | ３５ | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 製造業 | ２１ | １９ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 卸売・小売業 | ３１ | ２８ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 飲食業・宿泊業 | ２４ | ２３ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | ｻｰﾋﾞｽ業・その他 | ６６ | ５２ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合　計 | | １８０ | １５７ | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

・当町、当商工会並びに当町農協等の関係機関を交えた事業継続力強化支援委員会議において、状況確認や改善点等について年１回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果は、ホームページへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

### オ．当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（震度６弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

| | |
|---|---|
| 実施時期 | 商工会館防災訓練と合わせて年１回実施 |
| 訓練内容 | 発災後の連絡手段等の確認<br>発災後の指示命令系統・連絡体制の確認 |
| 訓練連携先 | 南幌町産業振興課商工観光グループ |

### カ．発災時における被害報告基準について

・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業振興課と協議し、策定する。

## （２）発災後の対策

・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

### ア．応急対策の実施可否の確認

・発災後３時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位①電話②メール（ショートメール・E メール等）
③SNS（LINE・メッセンジャー）

・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ．応急対策の方針決定

・南幌町災害対策本部の方針に従い、当町産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

| 種別 | 配備の時期 | 配備要員 |
| --- | --- | --- |
| 出勤 | ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合<br>・町内に震度６弱以上の地震が発生したとき<br>・予想されない重大な災害が発生したとき<br>・気象特別警報が発表されたとき | 全職員 |
| 警戒 | ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき<br>・町内に震度５弱又は５強の地震が発生したとき | 事務局長<br>経営指導員 |
| 準備 | ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき<br>・町内に震度４の地震が発生したとき | 事務局長<br>経営指導員 |

・本計画により、当商工会と当町は、被害情報等を下記により共有する。

| | |
| --- | --- |
| 発災後～１週間 | １日に３回共有する |
| １週間～２週間 | １日に２回共有する |
| ２週間～４週間 | １日に１回共有する |
| １ヶ月以降 | ２日に１回共有する |

・当町で取りまとめた「南幌町新型インフルエンザ等対策本部条例」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

**（３）発災時における指示命令系統・連絡体制**

・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX 等により情報共有又は報告を行う。
・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、空知総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
・被害状況確認報告書様式

| 事業所名 | 住所 | 業種 | 被害額 | 被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載） |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

・災害情報等報告取扱要領の報告方法

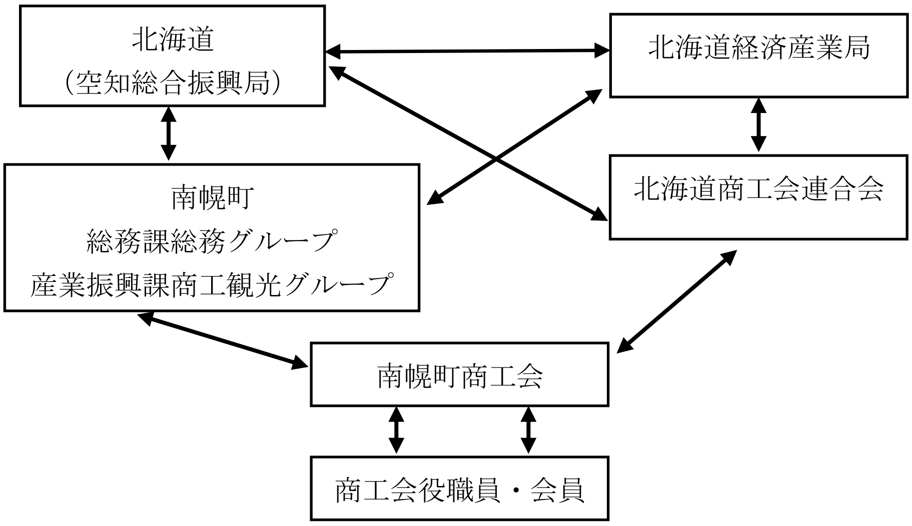


**（4）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**（5）地区内小規模事業者に対する復興支援**

・当町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

**（6）その他**

・本計画は、当町、当商工会のホームページ及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

（別表２）
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和３年１２月１日現在）

1　**実施体制**（商工会と関係市町村の共同体制）

| 南幌町商工会<br>事務局長<br>法定経営指導員<br>補助員<br>記帳専任職員 | 連携<br>←→<br>連絡調整 | 南幌町<br>産業振興課<br>商工観光グループ | 確認<br>←→<br>連携 | 南幌町<br>総務課<br>総務グループ |
|---|---|---|---|---|

2　**商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

（１）当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員　長谷川　次人（連絡先は下記３（１）参照）

（２）当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実効する
・本計画に基づく進捗確認、見通し等フォローアップを年１回以上実施する。

3　**商工会、関係市町村連絡先**

（１）商工会
南幌町商工会
〒069-0237　北海道空知郡南幌町栄町１丁目３番 19 号
TEL：011-378-2728
FAX：011-378-0730
Ｅ-mail：nansho@violin.ocn.ne.jp

（２）関係市町村
南幌町産業振興課商工観光グループ
〒069-0292　北海道空知郡南幌町栄町３丁目２番１号
TEL：011-378-2121
FAX：011-378-2131
E-mail：g-syooukou@town.nanporo.lg.jp

4　**その他**
・上記内容に変更した場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

１　必要な資金の額

（単位　千円）

| | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 必要な資金の額 | 160 | 110 | 110 | 110 | 110 |
| ・専門家派遣費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・セミナー開催費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ・パンフ、チラシ作製費 | 50 | | | | |
| ・防災、感染症対策費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

２　調達方法

| 調達方法 |
|---|
| 会費収入、町補助金、道補助金、事業収入等 |

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。